

沼津市交通安全父母の会連合会補助金交付要綱

平成10年8月25日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、幼児及びその保護者に対し、交通道德の高揚を図るとともに、交通安全思想を普及、徹底させ、交通事故を未然に防止することを目的に活動している沼津市交通安全父母の会連合会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金)

第2条 補助金は、沼津市交通安全父母の会連合会の運営に要する経費の一部を助成するものとする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

付 則

この改正は、平成16年度分の補助金から適用する。